

越前市中心市街地区域



越前市概要

越前市(えちぜんし)は、福井県嶺北地方の中南部に位置する市。2005年に旧武生市と旧今立郡今立町が合併し誕生しました。古くは、柴田勝家により福井市に北ノ庄城ができるまで、当市に越前の政府である国府があり、越前の中心でした。そのため、越前和紙、越前打刃物、家具、指物、漆器、焼物などの伝統産業が今でも盛んに行われています。それに加え、豊かな自然に囲まれ多くの食材が穫れ、中でも「越前ガニ」や「越前そば」が全国的にも有名です。



たけふ菊人形は、毎年10月上旬から11月上旬にかけて武生中央公園で行われる菊人形で、西日本最大の菊人形展です。菊人形の展示のほかに、愛好家による菊花展示、OSK日本歌劇団によるレビュー、その他各種イベントが行われます。



紫式部が生涯でただ一度都を離れて暮らした場所が越前です。これを記念してつくられた紫式部公園は平安時代の貴族の住居を模して、池や築山を配置した全国で唯一の寝殿庭園で、優美な雰囲気漂います。

越前市で クラフトの工房 食の工房 開きませんか



独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸支部

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階
電話 076-223-6100 FAX 076-223-5762

創業・入居者 募集要項

■主催：中小機構北陸 ■共催：越前市、武生商工会議所、越前市商工会、越前市まちづくりセンター

あなたも越前市でクラフト・食の工房を開きませんか？私たちがサポートいたします。

越前市には、先端技術産業から紙、打刃物、家具、指物、漆器、焼物など伝統産業の他、全国に知られた越前そば、地モノのおいしい食材があり、クラフト工房、食工房に向けた素晴らしい資源がたくさんあります。越前市、武生商工会議所、越前市商工会、越前市まちづくりセンター、独立行政法人中小企業基盤整備機構・北陸支部では、越前市の策定した「越前市産業活性化プラン」の実現に向けて、連携して「えちぜんプロジェクト*」を推進しています。

プロジェクトのメニューの一つとして、市街地の空店舗等へのこれから起業希望のクラフト技能者やデザイナー、地モノの良さを活かした食の工房等への入居、事業支援（モデル事業）を実施するものです。

そこで、越前市の中心市街地で、商品の製作・販売（見せて売る）の他、首都圏・大都市圏での販売（展示会等へ出展販路拡大、ネット販売）等の展開を目指す方々を募集いたします。越前市、武生商工会議所、越前市商工会、越前市まちづくりセンター、そして中小機構が実施する支援メニューを活用して、トータルに入居、事業化へのご支援をいたします。

先ずはお気軽にご相談ください。

（※）えちぜんプロジェクト（平成23・24年度）越前市内の既存産業・企業の自立化を促進・支援、「越前ブランド」の創造・確立支援の他、創業の促進、チャレンジする風土づくり支援

■ご支援の内容

開業の支援

ビジネスプランづくり（事業の目標、資金計画）開業に当たっての不安も専門家が親身になってご相談に応じます。

不動産の支援

街中の工房向きの物件情報をご提供します。市の制度として家賃等補助がありますが、別途審査を受ける必要があります（右頁参照）。

開業後の支援

越前ブランドに相応しいものづくりの支援の他、経営面のご支援、そして販路開拓を支援機関が総力をあげて行います。

■入居の要件

①入居対象者

えちぜんプロジェクトの主旨に賛同し、越前市の中心市街地において、商品の製作・販売（見せて売る）の他、首都圏・大都市圏での販売（展示会等へ出展販路拡大、ネット販売）等の展開を目指す方

②事業の条件

原則として、平成24年4月より3年以上の継続的な事業を希望される方。物件によっては、入居時期が遅れる場合があります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する事業を除く。並びに政治的又は宗教的な活動を伴わないこと。

③入居店舗

5店舗程度

越前市が指定する中心市街地（別添、「越前市中心市街地」を参照してください。）であって、観光・ショッピング等を目的とする来訪者の回遊性のある地区（蔵の辻、京町周辺など）で、主催者（共催者）より情報提供する物件に限ります。

④店舗情報（家賃、敷金、礼金）など

4,000～5,000円程度 / 坪の物件情報をご提供いたします。なお、賃貸契約は、入居者ご自身で行っていただきます。また、事業運営に当たっては、開業等に係る所管官庁などへのお手続き、当該商店街組合などへの入会、諸経費の負担が必要となる場合などは、入居者ご自身にて対応いただくこととなります。

⑤主催者（共催者）への協力

入居期間においては、事業計画の進捗状況、財務状況、経営状況などに関して、主催者（共催者）の求めに応じて情報の開示を行うことを要件とします。

また、主催者（共催者）が実施する本事業の紹介などに関して、店舗内外及び商品の紹介など、無償にて協力を行うことを要件とします。

⑥その他

ご提供いただく書類は、本事業の審査においてのみ使用するものとし、目的以外には転用いたしません。また、ご提出いただいた審査資料は返却いたしません。

募集期間

平成24年1月24日（火）～平成24年2月29日（水）

所定の様式にてお申し込み下さい。

申し込み先

越前市 産業環境部 産業政策課
福井県越前市府中1-13-7 電話 0778-22-3047

入居者の決定通知

平成24年4月

入居に際しては、審査会における書面審査を経て、面接審査により決定します。なお、応募多数の場合には、入居のご希望に添えない場合があります。

審査結果については、入居決定した申込者のみ通知し、審査内容は公表いたしません。

【本事業に関するお問い合わせ】

越前市 産業環境部 産業政策課
福井県越前市府中 1-13-7 電話 0778-22-3047
武生商工会議所 越前市まちづくりセンター 担当 和田
福井県越前市府中 1-2-3 電話 0778-25-0050
越前市商工会 担当 内田
福井県越前市粟田部町 11-9 電話 0778-43-0877
独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸支部
担当 坂井、森下、山口
石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10階
電話 076-223-6100

■えちぜんプロジェクトに係る主な支援施策

資金支援

越前市

まちなか事業・地域助け合いビジネス補助金

対象者 ○中心市街地で創業するもの

○中心市街地において新たに店舗を開設するもの

対象事業 ○中心市街地の特性を活用したもの

○新たな商品やサービスを提供する独自性があるもの

○市内の企業や地域住民と連携して取り組む事業

○中心市街地活性化に貢献すると認められる先駆的事业

対象経費 ○事務所や店舗、設備・機器などの設置に係る経費（例：家賃、賃借料、リース料、光熱水費など。ただし、賃貸人と賃借人とは第三者の関係にあるもの）

○販売促進に係る経費

（例：宣伝広告費、イベント事業費、営業活動費など）

○事業開始時の臨時的経費

（例：初期システム構築費など）

補助金の額

開業1年目	開業2年目	開業3年目
経費の3分の2以内 （限度額50万円）	経費の2分の1以内 （限度額40万円）	経費の3分の1以内 （限度額30万円）

認定申請の時期 開業1年目：事業開始日の6ヶ月前から事業開始後3ヶ月以内
開業2年目：事業開始日後9ヶ月から1年3ヶ月以内
（開業2年目にあたる日をはさんで前後3ヶ月以内）
開業3年目：事業開始日後1年9ヶ月から2年3ヶ月以内
（開業3年目にあたる日をはさんで前後3ヶ月以内）
※開業1年目、2年目、3年目それぞれ申請が必要です。

越前市新事業チャレンジ支援事業

対象事業 研究開発事業 ○新事業創出のための新製品、新商品、新技術またはビジネスモデルの開発

補助限度額 ○250万円又は300万円以内（専門家指導受入費、原材料費など）

販売促進事業 ○新事業創出時に行うマーケット調査、展示会への参加、商品パンフレットの作成など

○100万円以内（専門家指導受入費、市場調査費など）

知的財産権等取得事業 ○特許、実用新案、意匠および商標の知的財産権の取得、国などが実施（推進）する環境関連事業における認証、マーク取得など

○10万円以内（特許、実用新案）など

補助率 1/2以内

越前市産業人材育成支援事業

対象 市内に住所を有する中小企業

対象経費：講座1人当たり2万円以上の受講料および主催者指定のテキスト代

補助額：対象経費の1/2以内 ※1企業当たり年間10万円を上限

空き店舗の情報

越前市まちづくりセンター

まちなか不動産情報

当サイトは空き店舗、工場、倉庫、事業用地等の情報を掲載、提供するので、物件の仲介・斡旋等はいたしません。各物件についてのお問い合わせや取引についてのご連絡は、直接各物件の「お問い合わせ先」へお願いいたします。

武生商工会議所

遊休事業用不動産有効活用事業のご案内

各物件の所有者や宅地建物取引業者から情報を、新規開拓者、店舗・工場等の増設、移転などを検討している企業等に提供しています。

金融支援

日本政策金融公庫（国民生活事業）

女性、若者 / シニア起業家資金

設備15年以内（特利A）、運転5年以内（基準金利）

新規開業資金

設備15年以内、運転5年以内（基準金利）

※一定の要件を満たす方は無担保・無保証人の新創業融資制度もお取り扱いしています。

越前市

市制度融資等の利子補給

1年間支払った利子額の1/2を補給（マル経融資も対象 / 原則として同一地域で1年以上事業を行っていること）。

市制度融資の保証料補給

3ヶ月以内に事業開始予定、または事業を開始して5年以内の事業者で市制度融資を申し込み際に福井県信用保証協会に一括で支払った信用保証料を補給（上限あり）。

